

公益社団法人千葉市幼稚園協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協会は、公益社団法人千葉市幼稚園協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。
2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、会員相互の協力により、幼児教育及び幼児教育を担う人材確保に関する事業を行い、私立幼稚園等の幼児教育施設(以下「幼稚園等」という。)の公共性を高め、もって千葉市における幼児教育の充実と振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 幼児教育の普及・啓発・情報提供及び子育て支援
- (2) 幼児教育に関する調査・研究及びその支援
- (3) 幼稚園等の設置者、園長及び教職員の資質の向上のための研修
- (4) 幼稚園等の教育振興のための大会の開催
- (5) 幼稚園等における教育活動に対する助成
- (6) 幼稚園等の園児及び保護者が参加する地域奉仕活動の企画及び交流の支援
- (7) 教育行政への協力
- (8) 会員相互及び本協会と教育関係団体との連絡・調整・交流
- (9) 協会報の編集・発行その他広報に関すること
- (10) 幼児教育を担う人材確保事業(有料職業紹介事業含む)
- (11) その他前各号の事業を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第5条 本協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した以下の者をいう。
 - ①千葉市内に所在地を置く幼稚園
 - ②千葉市内に所在地を置く認定こども園
- (2) 特別会員 本協会の目的に賛同して正会員に準ずるものとして入会を認められた個人または団体
- (3) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人または団体
- (4) 名誉会員 本協会の行う事業に関し深い学識を有する者またはこの法人に功労のあった者で、理事会が推薦し総会で承認された個人または団体

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。
- 3 特別会員、賛助会員及び名誉会員をもってその他の会員とする。
- 4 会員規程に関し必要な事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、理事会の決議を経て会長が別に定める会員規程に基づき、所定の入会手続により申込みをしなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

- 2 入会の承認は、理事会において行う。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため、別に定める会員規程に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。
- 3 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、返金しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉をき損し、または設立の趣旨に反する行為をしたとき並びに会員としての重要な義務を履行しなかったとき。
- (3) 本協会に対して行った犯罪により刑罰を科せられたとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を当該年度内に履行しなかったとき。
- (2) 死亡、又は解散したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
- 3 その他の会員は総会に参加することができる。ただし、議決権はないものとする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。また、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、正会員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第18条 理事会において、総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席しない正会員は、議決権行使書面をもって、議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、総会に出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうち、その総会において選出された2名の理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 3 理事のうち、4名以内を副会長とする。また、各委員長、各ブロック長、その他の役職を置くことができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、理事会は、総会において、会長及び副会長の選定について意見を求めることができる。
- 3 理事と監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記する。
- 5 各委員長、各地区を代表するブロック長の選任については、別に定める委員会及びブロック会規程によるものとする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会の承認を得て、その業務を分担する。
- 4 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 役員には、職務遂行に要する費用を弁償することができる。この場合、総会において別に定める費用弁償の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

第6章 顧問

(顧問)

第27条 本協会は必要により顧問を置くことができる。

2 顧問の選任は、学識経験者及び本協会に対し功労のあった者の中から理事会の決議により行う。

3 顧問は、特に理事会が要請した事項につき、理事会及び総会において発言することができる。また、会長または理事会の求めにより、本協会の重要な運営事項の相談に応じる。

4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問は無報酬とする。ただし、顧問はその職務を行うために要する費用の支払いを受けることができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印する。

第8章 委員会及びブロック会

(委員会)

第33条 本協会は、理事会の承認を経て、事業執行及び専門分野の調査研究のために委員会を置くことができる。

- 2 各委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(ブロック会)

第34条 本協会には、ブロック会を置くことができる。

- 2 各ブロック会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

第35条 別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第36条 本協会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第41条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本協会の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第12章 事務局

(設置等)

第45条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を受け会長が任免し、職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織、任務及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事(会長)は杉森信幸とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産(第35条関係)

財産種別	場所・物量等
預金(入会金)	千葉銀行 千葉駅前支店 定期預金

附則 変更後の定款は平成27年6月18日から施行する。

附則 変更後の定款は平成30年6月15日から施行する。